

とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、とっとり建設☆女星ネットワークが主体となって行う建設業における担い手確保・育成に係る取組（以下「補助事業」という。）を支援することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第1欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表第2欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額又は同表第3欄に定める額のいずれか低い額とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月末日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第3号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定することができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象経費の総額の20パーセントを超える減少を伴うもの

(3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第5号及び様式第6号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第7号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月24日から施行する。

別表（第3条関係）

1 補助対象経費	2 補助率	3 限度額
<p>建設産業の魅力発信や人材の確保、定着等、建設産業の活性化に資する取組に必要な経費のうち、以下科目。</p> <p>報償費、旅費、印刷製本費、原材料費、使用料及び賃借費、委託費、燃料費、役務費、その他の需用費</p>	<p>1 / 2</p>	<p>100万円</p>

年 月 日

鳥取県知事 平井 伸治 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金交付申請書

とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

補助事業等の名称	とっとり建設☆女星ネットワーク取組事業
算定基準額(見込み)	
交 付 申 請 額	
添 付 書 類	1 事業計画書 2 収支予算書(に準ずる書類)

(注)

- 1 算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。
- 2 鳥取県補助金等交付規則第6条の2各号の該当の有無について必要に応じ鳥取県警察本部に照会することがある。

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組事業収支予算書

収支予算

1 収入の部

(単位:円)

区分	予算額	積算内訳	備考
県補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

(注) 積算内訳の根拠となる資料 (領収書の写し等) を添付のこと。

2 支出の部

区分	予算額	積算内訳	備考
合計			

(注) 積算内訳の根拠となる資料 (領収書の写し等) を添付のこと。

年 月 日

様

職 氏 名 

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあったとっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金交付要綱（令和2年4月1日付第201900342246号県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号 (第7条関係)

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金実施報告書

区分	内 容
1 事業の目的	
2 実施内容	
3 事業成果	事業実施により得られた成果や課題
4 今後の展開	
5 他の補助金の活 用の有無	有 ・ 無 (いずれかに○をしてください) 補助金の名称： 問い合わせ先： ※「有」の場合は補助金の名称及び当該補助金に係る問い合わせ先を記載してください。
6 消費税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・一般課税事業者 ・簡易課税事業者 ・免税事業者 ・地方公共団体 ・特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

※実施した内容、成果がわかる資料を添付すること。

代表者連絡先

住所	〒		
代表者名			
連絡先	電話：	ファクシミリ：	E-mail：

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組事業収支決算書

収支決算

1 収入の部

(単位：円)

区分	決算額	積算内訳	備考
県補助金			
自己資金			
その他の収入			
合計			

(注) 積算内訳の根拠となる資料（領収書の写し等）を添付のこと。

2 支出の部

区分	決算額	積算内訳	備考
合計			

(注) 積算内訳の根拠となる資料（領収書の写し等）を添付のこと。

第 年 月 日

様

事業実施主体

年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金仕入控除税額確定額報告書

年 月 日付第 号により交付決定の通知のあった 年度とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金について、とっとり建設☆女星ネットワーク取組支援事業費補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取県補助金交付規則第18条に基づく確定額
(年 月 日付第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額(3-2)
金 円
- 5 添付資料
 - (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
 - (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
 - (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表(写し)

様式第4号 別紙（第7条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区	分					非課税仕入れ	合計
		課税仕入れ	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経 費 の 内 訳	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇

(2) 課税売上割合 〇〇%

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法